

# 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会議事録

## (第2回・鶴見市場地域ケアプラザ)

日時	令和元年5月9日(木) 午前10時30分～午前12時00分
開催場所	鶴見区役所6階10号会議室
出席者	<p>【委員長】 峯尾委員 (特定非営利活動法人介護の会まつなみ副理事長、前神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授)</p> <p>【委員】 大伴委員(つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会会長、市場地区自治連合会会長) 烏田委員(鶴見区老人クラブ連合会会長) 清水委員(東京地方税理士会鶴見支部副支部長) 藤田委員(鶴見区障害児・者団体連合会会長)</p> <p>【臨時委員】 村上委員(市場地区社会福祉協議会会長) 武藤委員(市場地区第二自治連合会会長、市場第二地区社会福祉協議会会長)</p>
事務局	鶴見区福祉保健センター花内センター長 菊池担当部長 市川福祉保健課長 坪山高齢・障害支援課長 櫻井福祉保健課事業企画担当係長 國本高齢・障害支援課高齢者支援担当係長 城内高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長
欠席者	なし
傍聴者	なし
開催形態	一部公開 (応募法人の面接及び質疑応答は、応募法人関係者を除き公開)
議事	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 鶴見区福祉保健センター長挨拶</li><li>3 委員構成の変更について</li><li>4 鶴見市場地域ケアプラザに関する指定管理者の選定について (1) 応募状況の確認 1 法人から応募。 応募資格要件のうち、「暴力団又は暴力団経営支配法人等でないこと」「市税納付状況」に関して、事務局から関係機関への照会結果</li></ol>

の説明。

(2) 配点・選定条件

最低制限基準について、委員が8名から7名に変わったため、合計1,575点の60%である945点以上が基準となることを確認。

(3) 財務状況について報告

事務局から、外部機関の評価結果の説明。

(4) 現指定管理者の実績評価について報告

事務局から、現指定管理期間の事業実績評価の結果を報告。

(5) 面接審査

社会福祉法人大樹の面接及び質疑応答

【面接】

法人から事業計画等についてプレゼンテーション

【主な質疑応答】

委員：認知症がある利用者を一般のデイサービスで対応するようになったが、これにより一般のデイサービスが手薄になっていないか。また、職員の負担は大丈夫か。

法人：通常のデイサービス利用者の半数は認知症のある方。個別プログラムをきめ細かく組み込みながら対応していくことが大切だと思っている。重度・軽度含めて、組み合わせやプログラム別等の工夫の仕方によって職員の働き方や現場の安全、安心の対応を図っていきたい。

委員：認知症通所介護事業の廃止手続きはもう終わっていて、現在、そちらに登録していた方々は一般のデイサービスに来ているということでしょうか。

法人：はい。平成30年2月には利用者がゼロになり、新規の相談もなくなっている。地域の中で、小規模の入浴や短時間デイサービスの受け皿も出来つつあるということも法人の判断の一つとしてある。

委員：稼働率の数値について、一般のケアプラザと比べて問題ないか。

法人：他のケアプラザの状況と比較して問題ないと理解している。ただ夜間を含めて今後の稼働率向上も考えている。夜でも体操など、勤労世帯・若い世代が利用できるような企画をこれからも計画していきたい。

委員：目標値は何%に設定しているか。

法人：具体的な数値目標は持ち合わせていないが、決して現状に満足してはいない。様々な形で稼働率の向上について計画していきたい。

委員：外に出て活動している高齢者の地域分析の記載があるが、データはよく取っているのか。

法人：介護予防関連の活動について、町別にどれくらいの方が参加して

	<p>いるのかを集計した数字。町別の高齢化率・要介護認定率とクロスして、課題分析に役立てている。その結果、市場地区は鶴見区と比べて要介護認定率の伸び率が1.7ポイント低くなっている。これは地域の健康づくりの取組の成果だと思っている。</p> <p>委員：地域ケア会議は今どういった状況で、どのような内容か。</p> <p>法人：これまではどちらかというと個別の方をチームで支援する形だったが、昨年あたりから、特に大規模マンションを中心に、老人クラブにも協力いただき、一人暮らし高齢者を地域で見守っていくという形での問題提起と同時に、地域でどんな取組ができるのかについて意見交換を続けてきた。</p> <p>(6) 審査結果</p> <p>委員7名合計の得点は次の通りであった。</p> <p>社会福祉法人 大樹：1,162点/1,575点</p> <p>以上の結果から、最低制限基準(945点)を満たしており、指定管理者の候補者を社会福祉法人大樹と選定する。</p> <p>(7) その他</p> <p>議事録の確認は委員長に一任する。</p> <p>5 閉会</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</li> <li>2 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</li> <li>3 横浜市鶴見区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</li> <li>4 面接審査タイムスケジュール</li> <li>5 評価基準及び審査方法について(案)</li> <li>6 現指定管理者の事業実績評価について</li> <li>7 地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール</li> </ol>